

路木ダム訴訟、熊本県が控訴【熊本県】

2014年03月13日（最終更新 2014年03月13日 13時33分）

熊本県の蒲島郁夫知事は13日、記者会見し、県営路木ダム（同県天草市河浦町）をめぐる住民訴訟で、熊本地裁判決（2月28日）がダムの治水面での必要性を否定し、「違法」と指摘したことを不服として、控訴したと発表した。

知事は「この事業は治水、利水、財政、環境の観点から全庁的に検証し決断した。承服することのできない判決」と語った。

判決は、治水の根拠の一つとされた1982年7月の浸水被害を「架空」とし、治水計画を「過去の洪水被害状況を全く考慮することなく作成」などと指摘した。知事に対する事業費の一部約20億円の返還請求は故意や過失は認められないとして退けた。

同ダムは治水と利水の多目的ダムで、総事業費は約94億円。本体は既に完成している。

県は「訴訟の対象は建設事業の支出。維持管理や利水が違法とされたものではない」として、4月からの運用開始を目指している。